

1. 目的

当財団は、全国の都市の進歩と発展に貢献するため、1959年、全国市長会と全国市有物件災害共済会により設立。

以来、実務と理論を融合させる形で総合的・実効的に調査研究を行い、都市の行財政運営の向上を始め、都市政策の充実に寄与。

今後、少子高齢化、グローバル化に伴う社会構造の変化が予想される中、全国市長会と共同設置している「都市分権政策センター」において都市自治制度のあり方についての調査研究を進めるとともに、コミュニティを始めとする地域政策に関する調査研究に取り組むことが、ますます都市自治体から求められる時代になってくると思料。

このような期待に応えることができるよう、都市と研究者の皆様の懸け橋となって調査研究活動に真摯に取り組むとともに、その成果を書籍やホームページ等で提供し、公益財団法人に相応しい活動を展開していく所存。

2. 調査研究事業の概要

平成23年度においては、地方自治をめぐる諸状況や全国の都市自治体の政策ニーズを踏まえ、都市自治制度及び都市運営の両分野にわたる調査研究活動を実施。

調査研究内容は次のとおり。

- (1) 都市自治体の政策形成に資するための自主政策研究事業として、平成19年1月より全国市長会との共同研究で、「都市分権政策センター」を設置。ここでは、基礎自治体を重視した地域主権の確立に向けて、真の地方分権改革を実現するとともに、都市自治体の立場を明確にしながら、さまざまな観点から地方分権に資する政策提言を行い、分権型社会における都市自治体経営の確立及び都市自治体の政策開発・立案機能の一層の充実を体現。研究成果を生かしながら、各都市への情報提供に尽力。

その他、「基礎自治体の機能的協力に関する調査研究」、「地域活性化・コミュニティに関する調査研究」、「都市自治体行政の専門性に関する実証検討」、「都市自治体の予算編成手法に関する調査研究」、「都市自治体職員の地域活動等への参画のあり方に関する調査研究」、「新時代の都市税財政に関する調査研究」、及び高岡市との「発達障害支援ネットワーク調査研究」等を実施。

- (2) 政策研究交流事業として、直面する政策課題について、独自に「都市経営セミナー」、「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」及び「都市政策研究交流会」を開催し、また、全国市長会などと「市長フォーラム」及び「全国都市問題会議」を共催。

- (3) 情報提供事業として、「都市自治体の調査研究活動状況について」調査を行うとともに、上記各事業の成果等、全国の都市自治体に役立つ情報を機関誌、ホームページ等を通じて随時、情報提供し、都市自治体への還元を主眼。

なお、調査研究諸費として、総額38,966千円を支出。

平成 23 年度 日本都市センター事業の概要

日本都市センター 調査研究事業の目的等	<p>平成 23 年度は、24 年度から公益財団法人に移行し、新定款で定める「都市政策、行政経営及び地方自治制度等の都市に関する調査研究活動を行うとともに、情報の提供及び研修事業等」を行うことができるよう以下の調査研究事業を実施しその成果等を情報提供するとともに、研修事業を実施。</p>
調査研究事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 「都市分権政策センター」(全国市長会との共同研究) <ul style="list-style-type: none"> ア) 総括 イ) 地域主権改革と都市自治制度に関する調査研究 ウ) 基礎自治体に関する総合的国際比較 エ) 「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」 オ) 英国の地方自治制度とその運用についての調査研究 ② 基礎自治体の機能的協力に関する調査研究 ③ 新時代の都市税財政に関する調査研究 ④ 都市自治体の予算編成手法に関する調査研究 ⑤ 都市自治体職員の地域活動等への参画の在り方に関する調査研究 ⑥ 都市自治体行政の専門性に関する実証検討 ⑦ 都市自治体の調査研究活動に関する調査研究 ⑧ 発達障害支援ネットワーク調査研究 (高岡市との共同研究) ⑨ 地域活性化・コミュニティに関する調査研究 ⑩ 関西方面の学識者と実務家との研究交流会
研修事業	<ul style="list-style-type: none"> ① 第 73 回全国都市問題会議の開催 (10 月、全国市長会・東京市政調査会・鹿児島市との共催) ② 第 11 回市長フォーラムの開催 (11 月) ③ 第 13 回都市経営セミナーの開催 (7 月) ④ 第 10 回・第 11 回都市政策研究交流会の開催 (5 月、10 月)
情報提供 その他	<ul style="list-style-type: none"> ○都市とガバナンス第 16 号 (9 月発行) 及び第 17 号 (3 月発行) ○以下の報告書及びブックレットの発行 ≪報告書≫ <ul style="list-style-type: none"> ・協議会・機関等の共同設置・事務の委託に新しい光を当てて ・過去の大規模災害と海外事例からみる東日本大震災と都市財政

	<p>《ブックレット》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ これからの広域連携 ・ オランダの都市計画法制 —全訳・オランダ空間整序法 ・ 第10回都市政策研究交流会 —都市自治体職員の地域活動等への <p>参画のあり方について—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 徴税行政における人材育成と専門性 ・ 発達障害支援ネットワーク構築に向けて ・ 第1回関西方面の学識者と実務家との研究交流会《コミュニティと地域再生》 ・ 第10回・第11回 国のかたちとコミュニティを考える市長の会《高齢者福祉のあり方》《コミュニティの活性化》《コミュニティの再生》 ・ 第12回 国のかたちとコミュニティを考える市長の会《災害時における都市同士の相互扶助》 <p>○出版社からの以下の本を出版</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ オランダ・ベルギーの自治体改革 <p>○HP・メールマガジンにおける情報発信</p> <p>○第2回CR-1グランプリの開催（受賞作の選考及び表彰）</p>
<p>研究室スタッフ</p>	<p>10名 (内訳)</p> <p>研究室長、研究室副室長</p> <p>主任研究員 3名</p> <p>研究員 5名</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p>[</p> <p>プロパー研究者 2名</p> <p>都市自治体派遣研究者 1名</p> <p>]</p> </div> <div style="margin-right: 10px;"> <p>[</p> <p>プロパー研究者 2名</p> <p>都市自治体派遣研究者 3名</p> <p>]</p> </div> </div>

調査研究事業一覧

① 都市分権政策センター

ア) 総括

<p>調査研究の 趣旨・目的</p>	<p>基礎自治体を重視した地域主権の確立に向けて、真の地方分権改革を実現するとともに、分権型社会における都市自治体経営の確立及び都市自治体の政策開発・立案機能の一層の充実に資するため、全国市長会と共同研究を実施。</p> <p>◎調査研究事項</p> <ul style="list-style-type: none">○地方分権改革の推進に関する事項○分権型社会における都市自治体経営の課題に関する事項○その他関連する事項
<p>調査研究の 進め方</p>	<p>都市分権政策センターでは、年に2回、全体会議を開催。「都市分権政策センター」において実施している個別の調査研究の状況を報告。また、その時の地域主権改革に関する重要な課題についての講演をいただき、それらについて委員間での意見交換を実施。</p> <p>◎第11回会議</p> <ul style="list-style-type: none">○日程：平成23年7月13日○議題：「国と地方の協議の場」の運営と今後の分権改革について○講演：鎌田司・共同通信社編集委員兼論説委員 <p>◎第12回会議</p> <ul style="list-style-type: none">○日程：平成24年1月25日○議題：「第30次地方制度調査会」について○講演：斎藤誠・東京大学大学院法学政治学研究科教授
<p>調査研究の 結果</p>	<p>都市分権政策センターの全体方針の確認と、その時々々の地域主権改革に関する重要な課題についての委員の意見の聴取。</p>
<p>成果物及び その公表等の仕方</p>	<p>会議の主な配付資料は当財団ホームページで公表。</p> <p>平成23年1月1月26日に実施した、金井利之・東京大学大学院法学政治学研究科教授の講演については、その内容をベースとした論文を、平成23年9月に刊行した、『都市とガバナンス』第16号に掲載。</p>

① 都市分権政策センター

イ) 地域主権改革と都市自治制度に関する調査研究

<p>調査研究の趣旨・目的</p>	<p>政府が推進する地方分権改革について都市自治体の観点から各種の制度改革を検討するため、地方自治に造詣の深い学識者を中心とする「都市自治制度研究会」を設置し、主要な論点に関する論点を整理。論点整理は全国市長会と当センターが設置する都市分権政策センターでの審議に活用。</p>
<p>調査研究の進め方</p>	<p>◎調査研究の手法 横道清孝・政策研究大学院大学教授を座長とする都市自治制度研究会を2010年4月に設置。研究会での検討を中心に調査研究を実施。具体的には、都市分権政策センターの事業である「基礎自治体の総合的国際比較」の調査結果も参考にしながら事務局で関係資料を準備。研究会での意見交換を踏まえて論点整理案を作成。論点整理は年2回開催される都市分権政策センターで報告。</p> <p>◎主な調査研究項目とスケジュール ○地方自治法の抜本改正に関する検討（2010年度） ○直接請求制度および住民投票制度に関する検討（2010年度） ○都市制度全体のあり方に関する検討（2011～2012年度）</p>
<p>調査研究の結果</p>	<p>今年度は、都市制度全体のあり方について重点的に検討し、国際的制度改革の視点から日本の都市制度の特徴を確認するとともに、現行制度および各団体・政党から提案されている都市制度構想の特徴と課題を整理。</p>
<p>成果物及びその公表等の仕方</p>	<p>調査研究の結果については、前述のとおり年2回開催される都市分権政策センターで報告するとともに、論点整理等の成果物を当センターHPにて公表。</p>

①都市分権政策センター

ウ) 基礎自治体に関する総合的国際比較

<p>調査研究の趣旨・目的</p>	<p>当センターでは、「基礎自治体の総合的国際比較」事業として、世界各国の政府階層、とりわけ基礎自治体のあり方を包括的に検討し、我が国にとって参考となる情報を提供。</p>
<p>調査研究の進め方</p>	<p>これまでの調査研究を通じて作成した国際比較に関する横断的比較表等の資料について改訂・更新。 また、学識者の協力のもと、外国の制度による紹介や、調整研究の成果を書籍にまとめ出版。</p>
<p>調査研究の結果</p>	<p>○できる限り新しい統計と文献に基づき、基礎自治体と政府階層についての国際比較表を更新。引用先の参考文献をすべて再確認しデータの精度を向上。 ○2011年までの調査の成果を踏まえ、学識者の協力の下にオランダ・ベルギーの自治体改革を出版。 ○市に相対的に大きな権限が付与されているオランダの都市計画法制の金沢も学識者による解説を加えてブックレットを作成。</p>
<p>成果物及びその公表等の仕方</p>	<p>◎2011年度は、国際比較に関する横断的比較表を改訂の上、当センターのホームページで公表を行った (http://www.toshi.or.jp/bunken/kokusai.shtml)。 具体的な項目は、以下の通り（2012年1月公表分）。</p> <p>1. 地方自治の基本原則（憲法92条）関係</p> <p>（1）総括</p> <p>○各国の地方政府の体系 (2012年1月現在)</p> <p>○各国の地方政府の役割分担 (2012年1月現在)</p> <p>（2）税財政関係</p> <p>○各国の中央政府と地方政府の財政規模 (2012年1月現在)</p> <p>○各国の税制 (2012年1月現在)</p> <p>○各国の財政調整制度 (2012年1月現在)</p>

◎出版物

- ・「オランダ・ベルギーの自治体改革」(第一法規)
- ・「オランダの都市計画法制 ー金沢・オランダ空間整序法」

① 都市分権政策センター

エ) 国のかたちとコミュニティを考える市長の会

<p>調査研究の 趣旨・目的</p>	<p>国のかたちとコミュニティを考える市長の会は2005年度から年2回のペースで開催されている市長有志の研究会。市長（及び有識者）がそれぞれの市における取組み事例などを報告し、それに対する自由闊達な意見交換を通じて、都市自治体が直面している課題への認識を深めて解決の方向性を模索することを目的。</p> <p>2011年5月に開催した第11回会議では、3月に発生した東日本大震災を踏まえつつ「コミュニティの再生」について報告及び意見交換をすることとした。</p> <p>10月に開催した第12回会議では、東日本大震災からの復旧・復興段階における「都市同士の相互扶助」について報告及び意見交換をすることとした。</p> <p>会議の運営方針については12人の呼びかけ人市長によって決定され、都市センターは事務局を担当。</p>
<p>調査研究の 進め方</p>	<p>◎調査研究の手法 12人の呼びかけ人である市長と事務局を担う当センターと協議し、日程及び議題等を決定</p> <p>それぞれのテーマについて造詣の深い学識者から全国的な動向などについての解説を依頼するとともに、先進的なコミュニティ施策を展開する市や、被災地を支援した市、支援された市などの市長に問題提起を依頼して、課題を多面的に検討することができるように配慮。</p> <p>◎主な研究項目とスケジュール</p> <p>○「第11回 コミュニティの再生」 2010年11月に開催した第10回会議の事前打ち合わせでテーマを決定。名和田是彦・法政大学教授に基調講演を依頼。</p> <p>○「第12回 都市同士の相互扶助」 2011年5月に開催した第11回会議の事前打ち合わせでテーマを決定。室崎益輝・関西学院大学教授に基調講演を依頼。</p>

<p style="text-align: center;">調査研究の 結果</p>	<p>第 11 回会議では、3 月に発生した東日本大震災を踏まえつつ、コミュニティを構成する基本要素についての確認がなされるとともに、コミュニティを活性化するための課題が浮き彫りになり、各市の取組みについて情報交換。</p> <p>第 12 回会議では、復興段階における広域支援として、①持続的な支援、②広域的な支援、③協働的な支援の必要性を確認。また、職員を派遣する際の現地の安全性の判断や被災地の近隣市町村による避難者受け入れ態勢の整備などの課題が判明。</p>
<p style="text-align: center;">成果物及び その公表等の仕方</p>	<p>会議における報告及び意見交換については、ブックレットとして刊行するとともに、都市とガバナンス 16 号及び 17 号に概要を掲載（当センターHP でも公開）。</p> <p>『国のかたちとコミュニティを考える市長の会 Vol. 10』（2011 年 9 月） 『国のかたちとコミュニティを考える市長の会 Vol. 11』（2012 年 3 月）</p>

① 都市分権政策センター

オ) 英国の地方自治制度とその運用についての調査研究

<p>調査研究の趣旨・目的</p>	<p>日本では 2011 年に国と地方の協議の場が法律により設置され、国と地方六団体によって、社会保障・税の一体改革や子ども手当などについて議論されたところであり、国と地方の協議を実り多いものとするには他国の実例等を調査し情報提供することが有益と思量。</p> <p>英国では国と地方との間で高い緊張関係を有し、法制度による枠組みはないが事実上国と地方との協議を積み重ねてきているとともに、二大政党による政権交代を繰り返していることから、日本における今後の国と地方との協議の進め方を考えるうえで、参考になるところが多々あると考えたから英国を調査対象としたところ。</p>
<p>調査研究の進め方</p>	<p>◎調査研究の手法</p> <p>制度や運用の表面だけではなく、社会システムや人々の意識等も考慮に入れた調査を実施するため英国在住経験のある研究者等、英国事情に詳しい方の協力を得て実施</p> <p>本研究プロジェクト全般について指導助言をいただく主査に、稲沢克祐・関西学院大学教授が就任。</p> <p>◎主な研究項目とスケジュール</p> <p>○中央政府と地方政府との関係</p> <p>日本と英国との社会システムの違いを踏まえたうえで、「国と地方との協議に関する運用実態」を中心に調査を行う。23 年度は事前調査と位置付け分権の収集及び各主体のおおよその役割について現地調査を行い、24・25 年度に具体的事例に即した調査を実施。</p> <p>○英国地方自治体の制度及び運用等</p> <p>1990 年代以降の制度改革による「単一自治体 (Unitary Authority) 制度」及び「直接公選首長と内閣制 (mayor and cabinet system)」等について、改革の目的とともにこれを導入した自治体、導入しなかった自治体、さらに世論がどのように評価しているかを、24・25 年度に調査を実施。</p>

<p style="text-align: center;">調査研究の 結果</p>	<p>今年度調査では、政治主導の強い英国においても、事務レベルでの議論が活発に行われていることが判明。また、英国では地方議員の政党による組織化が浸透していることから、国会議員・大臣等と地方議員との間との関係が強いことも判明。</p> <p>事実上の協議において、どのような時期に、どのようなレベルで、具体的に誰が関わっているのか、実際に物事が決まっていくのはどのような場面か等について来年度以降の調査により明らかにすることは、法制度に基づく協議を行っている日本においても実務上参考になると思量。</p>
<p style="text-align: center;">成果物及び その公表等の仕方</p>	<p>都市とガバナンス 17 号（2012 年 3 月）に以下の論文等を収録。（当センターHP でも公開）</p> <p>※ e)については、都市分権政策センター全体会議で原稿配布による情報提供も行った。</p> <p>a) 論文「「地方自治の母国」の素顔とその評価—中央集権から地方分権への道—」 （内貴滋・帝京大学教授）</p> <p>b) 論文「英国の中央・地方関係—コミュニケーションの現状」 （藤田由紀子・専修大学教授、現地調査に同行）</p> <p>c) 論文「英国地方自治体職員の専門性と人事行政—職務評価制度（Job Evaluation Scheme）と人材育成の観点から—（下(1)）」 （稲継裕昭・早稲田大学教授、池田高志・豊島区文化商工部文化デザイン課主任主事（前・当センター研究員））</p> <p>d) 論文「英国における国と都市の調査研究活動について—国と地方の協議のための基礎データの収集の観点から—」 （村井奏介・当センター研究員）</p> <p>e) ノート「日本都市センターにおける英国の地方自治制度とその運用についての調査研究—中央政府と地方政府の関係を中心に—」</p>

② 基礎自治体の機能的協力に関する調査研究

<p>調査研究の趣旨・目的</p>	<p>現在、地方分権の進展や行政サービスのさらなる広域化・高度化に対応するため、それぞれの地域の現状や将来動向を踏まえ、どのような広域連携を図っていくべきかが基礎自治体にとって大きな課題の1つ。</p> <p>また、平成の大合併が一段落し、合併により変化した基礎自治体体制を踏まえた新しい広域連携の在り方としては、「組合方式」（「一部事務組合」、「広域連合」）だけを考えるのは必ずしも適切ではなく、もう一つの選択肢として、より簡素で効率的な制度である、「機能的協力方式」（「地方自治法上の協議会」、「機関等の共同設置」、「事務の委託」）についても考えることが必要。</p> <p>しかしながら、これまでのところ、「地方自治法上の協議会」は広域計画の策定や合併協議会等、「機関等の共同設置」は介護認定審査会や公平委員会等が大半を占めるなど、積極的に活用されている事務は限られており、また、「事務の委託」については広い分野で活用されているものの、委託した事務の権限が受託団体へ移動する点等について懸念し、活用を躊躇することもありうると認識。</p> <p>こうした背景を踏まえて、「機能的協力方式」である「地方自治法上の協議会」、「機関等の共同設置」及び「事務の委託」を対象とし、それぞれの特徴を活かした基礎自治体間の広域連携の在り方を調査するもの。</p>
<p>調査研究の進め方</p>	<p>◎調査研究の手法</p> <p>2011年4月、「基礎自治体の機能的協力に関する研究会」（座長：横道清孝政策研究大学院大学学長補佐・教授、委員：甲斐朋香松山大学法学部准教授、委員：野本祐二筑波大学大学院図書館情報メディア研究科准教授、委員：八田誠金沢市都市政策局担当部長兼企画調整課長）を設置し、調査研究の手法及び内容を検討。</p> <p>都市自治体等へのヒアリング及び総務省調査、「平成22年度地方自治体間の共同処理の状況調」を活用した実態把握。</p> <p>◎主な研究項目とスケジュール</p> <p>○第1回研究会（2011年6月2日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事務の共同処理制度の特徴と併用の現況、今後の進め方等について <p>○第2回研究会（2011年7月22日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事務の共同処理制度の特徴、広島中央環境衛生組合及び東広島消防局ヒアリング調査依頼

	<p>○第3回研究会（2011年10月28日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各事務の共同処理制度の特徴、地方自治体の改正（1952年）、現地ヒアリング依頼（金沢市消防局、蕪崎市教育委員会及び中北教育事務所、宇佐市・豊後高田市介護保険等認定審査会事務局、桐生市）。 <p>○第4回研究会（2011年12月2日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各委員執筆骨子案、共同処理の活用が見込まれる事務 <p>○第5回研究会（2012年1月17日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各委員執筆原稿、報告書等推敲
調査研究の結果	<p>「機能的協力方式」の制度的仕組みや特徴、基礎自治体へのヒアリング等に基づいた活用状況等を踏まえた上で、運用上の課題や有効に活用し得る事務の分野についてとりまとめ。</p>
成果物	<p>研究の結果等を以下の報告書にとりまとめ都市等に配布するとともに当センターホームページで公開。</p> <p>報告書「協議会・機関等の共同設置・事務の委託に新しい光を当てて」都市とガバナンス 16号（2011年9月）「基礎自治体の機能的協力に関する調査研究」</p> <p>都市とガバナンス 17号（2012年3月）「基礎自治体の機能的協力に関する調査研究」</p>

③ 新時代の都市税財政に関する調査研究

<p>調査研究の趣旨・目的</p>	<p>我が国の戦後において未曾有の災害となった東日本大震災により、被災地のみならず日本社会全体に大きな影響。</p> <p>今回の震災は、巨大地震・大津波が同時に発生し、東北地方から関東地方にかけての広域に渡る自治体が甚大な被害を受け、自治体によっては行政機能が著しく損壊。</p> <p>このような災害のもと、本研究会では「東日本大震災と都市財政」をテーマとして過去発生した震災時に採られた対策や海外を含む災害を参考としながら、現在直面している緊急的な対応から今後長期的な復興に取り組む上での課題を考察。</p>
<p>調査研究の進め方</p>	<p>都市財政研究者、都市自治体等の財政担当者等による課題報告や問題提起をもとに、研究会において議論。</p> <p>第1回研究会 2011年7月15日 「阪神・淡路大震災と神戸市財政」 神戸市垂水区長：横山 公一 氏 「新潟県中越大震災からの復興と長岡市財政への影響」 長岡市地域政策監：磯田 達伸 氏</p> <p>第2回研究会 2011年9月30日 「北海道南西沖地震災害と復興、町財政への影響について」 奥尻町役場住民課主幹：長崎 武巳 氏 「震災復興の税財政上の措置」 総務省大臣官房参事官：池田 達雄 氏</p> <p>第3回研究会 2011年10月19日 「2009年ラクウイラ地震後の復興と課題：復興機関と計画」 中央大学法学部教授：工藤 裕子 氏 「災害復興と自治体財政の考え方～三宅島やニューオーリンズの場合～」 明治大学専門職大学院ガバナンス研究科教授：青山 侷 氏</p> <p>第4回研究会 2011年11月10日 「防災は可能か？経済学・社会科学にできることと台湾大震災からの教訓 －東日本大震災を考える－」 東北大学大学院経済学研究科教授：吉田 浩 氏 「三宅島の火山災害と村財政」 三宅村役場政策推進室長：佐久間 忠 氏</p>

	<p>第 5 回研究会 2012 年 3 月 13 日</p> <p>「平成 24 年度地方財政計画について」 総務省自治財政局財政課長：黒田 武一郎 氏</p> <p>「平成 24 年度地方税制改正について」 総務省自治税務局企画課長：北崎 秀一 氏</p>
<p>調査研究の 結果</p>	<p>○国内における過去の災害（大規模地震、津波、噴火災害に伴う全村民（全島民）避難）の事例から、被災状況と対応、復興計画と財政計画などの情報を整理</p> <p>○アメリカのハリケーン、イタリアの地震、台湾の地震の事例を整理</p> <p>○東日本大震災における財政上の措置と経済学・社会学的視点からの東日本大震災を分析し整理</p>
<p>成果物及び その公表等の仕方</p>	<p>本調査研究の成果物として、2012 年 2 月に報告書である『過去の大規模災害と海外事例からみる東日本大震災と都市財政』を刊行。 本報告書は全国の都市自治体へ配布するほか、当センターのホームページに掲載。</p>

④ 都市自治体の予算編成手法に関する調査研究

<p>調査研究の趣旨・目的</p>	<p>都市自治体は将来の財政負担にも配慮しながら財源を必要なところに効率よく配分し市民の満足行く行政サービスを提供することが必要。近年では、市議会議員、そして市民の予算や財政に対する関心の一層高まりとともに、少しでもよい予算をつくろうと全国各地で新しい予算編成手法を取り入れる動向。</p> <p>本研究は、このような新しい予算編成手法を積極的に取り入れている団体をヒアリング調査し、その背景、取り入れるまでの関係者の調整や苦勞したところ、導入による効果と今後の課題の把握を目的とするもの。</p>
<p>調査研究の進め方</p>	<p>◎主な研究項目とスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ○資源配分の効率化 ○成果志向の導入 ○予算編成への参画 ○予算編成の透明性の向上 <p>稲沢克祐・関西学院大学教授にアドバイザーを依頼（2011年3月）。具体的な研究項目の設定、調査対象自治体の選定、取りまとめの方法などについて逐次相談（2か月に1回のペース）。</p> <p>◎調査研究の手法</p> <p>特徴ある都市の取組みについて、背景と経緯、制度設計、運用実態、成果と今後の課題などを掘り下げて把握するため、特に浜田市（4月）、大阪狭山市（6月）、秩父市（6月）、小松島市（8月）、北九州市（9月）を対象にヒアリング調査を実施。</p>
<p>調査研究の結果</p>	<p>自治体における予算編成改革の最新のトレンドを明らかにするとともに、予算編成改革を戦略性、合理性、規律性、参画性、透明性という視点から整理することにより、それぞれの手法、目的、長所・短所を容易に把握。都市自治体関係者が予算編成を改善するうえで有益な情報を提供できた思量。</p>
<p>成果物及びその公表等の仕方</p>	<p>調査結果の概要については、『都市とガバナンス』17号（2012年3月）に掲載。</p> <p>調査結果の詳細については、稲沢教授による予算編成手法に関する基本的な概念にプロの寄稿を合わせ、書籍『最先端予算編成改革』として株式会社ぎょうせいから2012年5月頃刊行予定。</p>

⑤都市自治体職員の地域活動等への参画の在り方に関する調査研究

<p>調査研究の 概要・目的</p>	<p>少子高齢・核家族化等により、地域における担い手の不足など地域活動の停滞が課題。これまでも、住民が地域活動に参画することが重要であるとの認識のもと、地域活動を支援促進する様々な施策が講じられているところであるが、公務員が一住民として地域活動に積極的に参加することについては、従来はあまり重視されてこなかったところ。一方で、近年では首長による公務員の地域活動参画を積極的に後押しする動向も出てきたところ。</p> <p>このような状況に鑑み、職員の地域活動参加をめぐる職員等の認識や職務上の課題について調査し、論点を整理するために、そのあり方について調査研究するもの。</p>
<p>調査研究の 進め方</p>	<p>◎調査研究の手法 学識経験者及び行政実務家による研究会を設置するとともにおよびアドバイザーからの助言を受けながら調査研究。 実態把握のための調査の具体的手法や内容を検討。自治体職員や都市自治体、地域活動団体へのアンケート調査、地域活動等を行っている自治体職員や地域活動団体へのヒアリング調査を実施。</p> <p>○研究会メンバー 稲継 裕昭氏（座長） 早稲田大学大学院公共経営研究科教授 粉川 一郎氏 武蔵大学社会学部教授 加藤 ひとみ氏 元埼玉県職員</p> <p>○アドバイザー 岩永 幸三氏 地域に飛び出す公務員を応援する首長連合事務局長</p> <p>○アンケート調査の概要（2011年8月実施） 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国都市自治体の首長、人事担当課、市民協働担当課 ・地域に飛び出す公務員ネットワークメーリングリスト加入者 ・さいたま市、高岡市、高松市、臼杵市の職員 各300サンプル調査 ・NPO および高岡市、高松市、臼杵市の自治会 <p>○ヒアリング調査（11月中旬～下旬） 対象</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動を行っている都市自治体職員 ・公務員が活動に参加している NPO 法人代表及び中間支援団体

	<p>◎主な研究項目とスケジュール</p> <p>○第1回研究会（2011年6月8日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公務員の地域活動等への参加に関する現状、調査研究の進め方等について <p>○第2回研究会（2011年7月22日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査内容の検討 <p>○第3回研究会（2011年10月26日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査結果の報告、ヒアリング調査内容の検討 <p>○第4回研究会（2011年11月30日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ヒアリング調査結果の報告、都市とガバナンスおよび商業出版の構成
<p>調査研究の結果</p>	<p>都市自治体職員が地域活動へ参加することは、自身のいきがい、自治体職員の能力向上や意識の変革、地域の活性化を促すなど多様な意義があることを確認。また一方で、公務との兼ね合いや時間的制約、各立場間において認識の違いが存在しているなど留意すべき点も判明。</p>
<p>成果物及びその公表等の仕方</p>	<p>1. 出版物</p> <p>(1)都市とガバナンス 16号（2011年9月）調査研究紹介「都市自治体職員の地域活動等への参画のあり方に関する調査研究」</p> <p>(2)都市とガバナンス 17号（2012年3月）研究会各委員の論文及びアンケート調査結果報告</p> <p>ア.「自治体職員の地域活動等への参画の意義と課題」（稲継座長）</p> <p>イ.「NPO・地域団体の持つ課題と自治体職員参画の可能性について」（粉川委員）</p> <p>ウ.「地域活動等を通じて成長する自治体職員」（加藤委員）</p> <p>エ.「都市自治体職員の地域活動等の参加に関するアンケート調査」の結果について」（日本都市センター）</p> <p>(3)商業出版（株）ぎょうせいより稲継座長・日本都市センター共著で出版企画（平成24年6月末頃出版予定）</p> <p>2. HP 上での情報提供</p> <p>ホームページにてアンケート調査結果詳細を情報提供</p>

⑥ 都市自治体行政の専門性に関する実証検討

<p>調査研究の 趣旨・目的</p>	<p>厳しい地方財政や納税者である住民の公平性に鑑みると、都市自治体が財産調査や差押え等の滞納整理手続を的確に実施するため、徴税業務への習熟、関係法令の知識、一般行政の実務経験等の専門性が徴税行政においては特に重要。</p> <p>そこで、本調査研究では、徴税行政における人材育成の現状と課題を把握し、全国都市自治体の参考となる情報を提供することを目的とするもの。</p>
<p>調査研究の 進め方</p>	<p>◎調査の手法</p> <p>各市における徴税担当職員の人材育成について幅広く把握するため、調査手法は各市に対するヒアリング調査を実施。(川崎市(2010年8月)、三重地方税管理回収機構(2011年8月)、津市(同年8月)、神戸市(同年12月)、大津市(2012年1月))</p> <p>◎主な調査項目とスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ○徴税事務の分担(OJT)による人材育成 ○キャリアパスによる人材育成 ○研修による人材育成 ○他団体への派遣による人材育成 <p>2011年9月から研究会座長の藤田由紀子・専修大学教授が在外研究をされているため、今年度は村上祐介・日本女子大学准教授と手塚洋輔・京都女子大学専任講師のご協力のもと調査研究を進めた。</p>
<p>調査研究の 結果</p>	<p>大都市を除き一般の市町村では、国税庁や都道府県のように徴税部門への長期配属による人材育成が容易ではないことを確認。その代り、県単位で設置する一部事務組合等への派遣や事務分担の工夫を通じて、数年という比較的短い期間で職員に一定の実務能力を身につけさせるなど、各市が留意していることが判明。</p> <p>各市における調剤部門の人材育成に有益な情報を提供できるものと思量。</p>
<p>成果物及び その公表等の仕方</p>	<p>調査結果については、手塚専任講師、村上准教授、篠塚三郎・株式会社全国地方税徴収機構チーフアドバイザー、飯牟礼成則・横浜市税務課係長の分担執筆により、『徴税行政における専門性と人材育成』(2012年3月)として刊行するとともに当センターホームページに掲載。</p> <p>手塚専任講師と村上准教授が調査団体の事例を踏まえた論考を掲載。</p>

	<p>実務経験豊富な篠塚氏と飯牟礼氏からは、神奈川県庁及び横浜市における徴税部門の人材育成について寄稿。</p>
--	--

なお、調査の概要については、『都市とガバナンス』17号（2012年3月）に掲載。

⑦都市自治体の調査研究活動に関する調査研究

<p>調査研究の テーマ</p>	<p>都市自治体および都市シンクタンクの調査研究活動の実態、傾向ならびに課題等の情報を共有することで都市自治体の政策形成能力の向上に寄与することを目的。</p>
<p>調査研究の 進め方</p>	<p>全国都市自治体および都市シンクタンクを対象に、2010年度に実施した調査研究活動の実態についてアンケート調査を実施。</p> <p>全国都市自治体については、調査研究活動実施の有無、調査研究事例ごとの詳細（実施主体・期間など）、職員による自主調査研究状況と支援体制について調査。</p> <p>都市シンクタンクにおいては、調査研究事例の詳細のほか、組織体制や予算、人事運営など詳細も調査。</p>
<p>調査研究の 結果</p>	<p>都市自治体においては、全体の約7割の自治体が調査研究活動を実施しており、職員数・財政力指数と調査研究実施の割合が正比例であることがわかった。また、職員の自主調査研究活動については全体の約3割の自治体で行われている実態を把握。</p> <p>都市シンクタンクにおいては今年度5団体も設置されたことが判明。いずれも「自治体の内部組織」として設置されており、また全体の半数が「自治体の内部組織」であるといった組織体制の傾向を確認。</p>
<p>成果物</p>	<p>1. 出版物 (1)都市とガバナンス 16号（2011年9月）「都市シンクタンク等の活動実態について」 (2)都市とガバナンス 17号（2012年3月）「2010年度都市自治体の調査研究活動について」</p> <p>2. HP上での情報提供 ホームページにてシンクタンクカルテ（都市シンクタンクの調査結果をまとめたデータ集）及びアンケート調査結果詳細（全調査研究事例を一覧できるデータ集）を公開。</p> <p>3. 研修会での情報提供 第11回都市政策研究交流会内で調査結果の報告</p>

⑧ 発達障害支援ネットワーク調査研究（高岡市との共同研究）

<p>調査研究の 趣旨・目的</p>	<p>発達障害は早期発見、早期支援により、円滑に社会生活を営むことができるようになる人が多いことから、十分な対策を講じることにより、少しでも多くの人が社会で円滑に活躍し、自己実現の機会を保障されることが重要。しかしながら、現状としては、「発達障害とは何か」ということに対する十分な理解が社会的に得られておらず、十分な対応がなされていないのが現状。</p> <p>そこで、高岡市と当センターと共同して、高岡市における各関係主体が基本役割を認識し、情報の共有と相互連携によるネットワークを形成することを通じて、全ての子どもに望ましい発達を支援する体制づくりを目的とした調査研究を実施。</p>
<p>調査研究の 進め方</p>	<p>◎高岡市と当センターが共同で、「高岡市発達障害支援ネットワーク研究会」を設置。</p> <p>○委員長：行枝貴子心身障害児総合通園センター高岡市きずな学園長</p> <p>○高岡市委員：教育関係者、福祉担当者、地域活動実践者等 10 名</p> <p>○学識者委員：加瀬進・東京学芸大学教授、村上祐介・日本女子大学准教授</p> <p>◎研究会と併せて、先進地（湖南省、中野市、姫路市）への現地調査を実施。</p>
<p>調査研究の 結果</p>	<p>研究会としての最終報告書を、3月22日高岡市長に提出。</p> <p><ポイント></p> <p>○発達障害の早期発見と十分な支援のため、家庭のみならず、保健機関や保育所・幼稚園から学校や福祉関係機関等に情報をつなぎ、適切な対処を切れ目なく行うことや、病院等医療機関との連携が対策として重要。</p> <p>○高岡市におけるそのための課題と対応</p> <p>また、高岡市における事例、特にネットワークづくりについての提言を取りまとめていく手法・手順等について、全国の都市自治体に参考にさせていただけるよう、当財団のブックレットとして別途とりまとめ。</p>
<p>成果物及び その公表等の仕方</p>	<p>当財団が刊行したブックレットには、高岡市における事例、特にネットワークづくりについての提言を取りまとめていく手法・手順等、学識者委員である、加瀬進・東京学芸大学教授、村上祐介・日本女子大学准教授の論考、先進地への現地調査の概要を収録。全国の 810 市区に 2 部ずつ（市長部局・教育委員会）と、関係団体への配付。また、当財団HPへの全文掲載を予定。</p>

⑨ 地域活性化・コミュニティに関する調査研究

<p>調査研究の 趣旨・目的</p>	<p>平成の大合併により「都市」においても過疎地域やいわゆる限界集落のような厳しい状況にある地域が増え、地域の活性化や高齢化が進む地域住民が健康で幸福な生活を送るにはどのようにすればよいかは都市にとっても重要な課題と認識。</p> <p>今日の国・地方を通じた厳しい財政状況等を考えると、少子高齢化に伴う様々なニーズを行政サービスの拡大で賄うことは困難となっており、以前にもまして地域コミュニティやNPOなど住民が自ら地域の課題を発見し解決することが期待されている一方で、社会経済状態や住民意識の変化等から多くの自治会、町内会等の地縁組織において役員のなり手がなかなかいないことなどに見られるように地域コミュニティの脆弱化が進展。</p> <p>地域の活性化等の取組みに成功しているコミュニティに関する取組み事例とともに住民の意識の変化について調査し都市に情報を提供することは、都市におけるコミュニティ政策の立案にとって有意義と思量。</p>
<p>調査研究の 進め方</p>	<p>○事例調査の対象の選定</p> <p>いわゆる限界集落のような厳しい状況にありながら行政からの補助金に頼らず住民参加による地道な取り組みによって活性化に成功し、地域活性化の優良事例として大臣表彰を受けるなど全国の注目を集めている鹿児島県鹿屋市柳谷（通称「やねだん」。以下「やねだん」という。）</p> <p>○調査方法</p> <p>アンケートにより住民意識の変化を把握。アンケート設計及び分析については華山宣胤・尚美学園大学教授の助言を得て実施。</p> <p>意識調査の方法として、内閣府の実施した「平成21年度国民生活選好度調査結果」（2010）及び荒川区が実施した「第35回荒川区政世論調査結果」（2011）（いわゆる「幸福度」について調査したもの）の質問項目を活用し、両者との比較も実施。</p>
<p>調査研究の 結果</p>	<p>「やねだん」が活性化に成功したと言われる根底には、経済的な満足度よりもむしろ住民が自主的に自ら考えながらそれぞれの役割を果たし、周囲からも評価されるなかで、住民の意識が変わり、それが地域の絆を強め、住民の幸福感を増しているという『自主性』と『感動』の循環による地域づくりが機能していることが判明。</p>

<p>成果物</p>	<p>都市とガバナンス 17 号(2012 年 3 月)に以下の調査研究報告を収録。(当センターHP でも公開) 「鹿児島県鹿屋市「やねだん」(通称)における取組みと住民意識の変化について」</p>
------------	---

⑩関西方面の学識者と実務家との研究交流会

<p>調査研究の 趣旨・目的</p>	<p>関西地域及びその周辺に在住または勤務する学識者及び自治体の実務家が、地方自治・都市政策等をめぐる様々なテーマについて自由に議論し、相互の問題意識の深化と情報交流を図るとともに、ここで得られた知見を(財)日本都市センターを通じ、都市等に情報提供すること。</p> <p>なお、同事業の実施には、全国市町村国際文化研修所（J I A M）のご協力をいただいている。</p>
<p>調査研究の 進め方</p>	<p>◎第1回研究交流会 ○日程：平成23年8月27日（於J I A M） ○テーマ：「コミュニティと地域再生」 ○講師： ・新川達郎・同志社大学大学院総合政策科学研究科教授 ・黒瀬敏文・京都府総務部長 ・北村朋生・滋賀県総務部管理監 ・徳重覚・池田市総合政策部長</p> <p>◎第2回研究交流会（於J I A M） ○日程：平成24年3月24日 ○テーマ：①「大都市問題」、②「都市自治体の財政問題」 ○講師： <テーマ①> ・諸富徹・京都大学経済学研究科教授 ・北村亘・大阪大学法学部准教授 <テーマ②> ・小西砂千夫・関西学院大学人間福祉学部教授 ・米田耕一郎・総務省審議官</p>
<p>調査研究の 結果</p>	<p>学識者と実務家という異なるフィールドにいる方々との意見交換により、「研究と実務の融合」という、本財団の目的をより深化。</p>
<p>成果物及び その公表等の仕方</p>	<p>講演内容は平成24年3月にブックレット『第1回 関西方面の学識者と実務家との研究交流会』にとりまとめ、全国809市区および関係団体へ配付。また、当財団HPへの全文掲載を予定。</p>

研修事業一覧

① 第73回全国都市問題会議の開催（10月、全国市長会・東京市政調査会・鹿児島市との共催）

<p>調査研究の趣旨・目的</p>	<p>市区長、市区議会議員、市区職員等、全国の市政関係者約2,000名が一堂に会し、その時の市政に関する重要な課題について、シンポジウム形式で意見交換を行う会議。</p>
<p>調査研究の進め方</p>	<p>昭和2年から開催されており、財団法人日本都市センターは昭和34年の設立から、共催団体として参画。</p> <p>現在では年1回、全国市長会、(財)東京市政調査会、開催市（平成23年度は鹿児島市）、当センターとの4者での共催により行われる形式が定着。当センターは、開催テーマの協議、議題解説の執筆、講師の協議、参加者に配付する文献集への寄稿依頼を担当。</p> <p>◎第73回都市問題会議 ◎日程：2011年10月6日(木)、7日(金) ◎テーマ：「都市の魅力と交流戦略—地域資源×公共交通＝地域活性化—」 ◎参加者：全国の市区長、市区議会議員、市区職員等、約2,000名</p>
<p>調査研究の結果</p>	<p>◎特別講演 ◎講師：大西隆・東京大学大学院工学系研究科教授／日本学術会議会長</p> <p>◎基調講演 ◎講師：唐池恒二・九州旅客鉄道株式会社代表取締役社長</p> <p>◎主報告 ◎講師：森博幸・鹿児島県鹿児島市長</p> <p>◎一般報告 ◎講師：佐藤真一・株式会社バリュー・クリエーション・サービス代表取締役／株式会社リクルートじゃらんリサーチセンター客員研究員／社団法人日田市観光協会事務局長 ◎講師：母袋創一・長野県上田市長</p> <p>◎パネルディスカッション ◎コーディネーター：佐藤喜子光・NPO法人地域力創造研究所理事長 ◎パネリスト：溝上宏・株式会社ぐるなび取締役執行役員／営業本部本</p>

	<p>部長代行副本部長兼法人営業部部門長</p> <p>○パネリスト：鳥丸聡・シクタンク・ハートウイング（九州経済社会研究所）代表</p> <p>○パネリスト：松永桂子・大阪市立大学大学院創造都市研究科准教授</p> <p>○パネリスト：佐原光一・愛知県豊橋市長</p> <p>○パネリスト：伊東香織・岡山県倉敷市長</p>
<p>成果物及び その公表等の仕方</p>	<p>会議概要は、(財)東京市政調査会により、全国市長会の機関誌『市政』に掲載されるとともに、全国市長会により、基調講演・特別講演、パネルディスカッションの内容が冊子として発行された。</p>

② 第11回市長フォーラムの開催

<p>趣旨・目的</p>	<p>日本都市センター及び全国市長会では、全国の都市自治体の発展に寄与するため、都市に関する各種のイベントを実施しているが、これからの都市経営には市長自らの高い見識と強いリーダーシップが不可欠であることから、市長に向けて市長が語る「市長フォーラム」を共催により開催。</p> <p>今回は「社会保障改革と税制改革をめぐる課題」をテーマとし、市長や学識経験者に議論していただき、会場参加者とともに考えることを目的とするもの。</p>
<p>出席者 (研修の対象者)</p>	<p>市長など約200名の参加を得て2011年11月16日(水)に開催。</p>
<p>研修の概要</p>	<p>コーディネーターは青山彰久読売新聞東京本社編集委員が、パネリストは池上岳彦立教大学経済学部長・教授、大西秀人高松市長(全国市長会副会長)、清原慶子三鷹市長、小西砂千夫関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授に依頼。</p> <p>各パネリストから、「社会保障改革の全体像と今後のあるべき姿」、「子どもに対する手当制度及び子ども・子育て新システムのあり方」、「医療保険・介護保険、障害者制度及び生活保護のあり方」、「必要財源の安定的確保と税制改革の方向性」について発言があり、会場の市長からとの活発な意見交換を実施。</p>
<p>効果 (研修出席者の意見等)</p>	<p>社会保障を現場で支えているのは基礎自治体であること、その基礎自治体の財源を十分に確保しなければ住民に多大な影響が生じることなどについて、フロアの市長から発言があるなど、出席者とともに考えることができたと思量。</p> <p>なお、パネルディスカッションの詳細については、全国市長会館が発行する『市政』2012年1月号に掲載。</p>

③第 13 回都市経営セミナーの開催（7 月）

<p>趣旨・目的</p>	<p>少子高齢化、人口減少が急速に進展する中、広域行政を巡る環境は大きく変化し、基礎自治体は他の基礎自治体との連携を含めそのあり方を自らの判断により選択することが求められていると認識。</p> <p>そこで、第 13 回都市経営セミナーは、「これからの広域連携」をテーマとして実施。</p>
<p>出席者 (研修の対象者)</p>	<p>市長、市議会議員、自治体職員など約 220 名の参加を得て 7 月 6 日に開催。</p>
<p>研修の概要</p>	<p>「人口成熟時代の行政運営」と題して、現在の日本の人口における動態と広域連携の必要性について、(株)日本政策投資銀行の藻谷浩介氏からご講演。</p> <p>広域連携についての事例については、牧野光朗飯田市長、松浦正敬松江市長からご報告。</p> <p>又、この 3 名に加え、パネルディスカッションでは、横道清孝政策研究大学院大学教授をコーディネータとして、海外の制度比較を飯島淳子東北大学大学院法学研究科准教授からしていただきながら、今後の展望を討論。</p>
<p>効果 (研修出席者の意見等)</p>	<p>市長、市議会議員、自治体職員など約 220 名の参加を得て 7 月 6 日に開催。</p> <p>また、その内容は以下の成果物に掲載。</p> <p>a)ブックレット No. 26 「これからの広域連携」</p> <p>b)都市とガバナンス 16 号 (2011 年 9 月) 「第 13 回都市経営セミナー開催」</p>

④ 第10回・第11回都市政策研究交流会の開催（5月、10月）

<p>趣旨・目的</p>	<p>第10回:住民が地域活動に参画することが重要であるとの認識のもと地域活動を支援促進する様々な施策が講じられているが、公務員が一住民として地域活動に積極的に参加することについては、従来はあまり重視されていないと認識。そこで「都市自治体職員の地域活動等への参画のあり方について」をテーマとして実施。</p> <p>第11回:地方分権が進む中で複雑かつ多様化した行政課題の解決のため都市自治体の約7割が調査研究活動を行っている。これに従事する都市自治体職員及び都市シンクタンク等関係者の相互理解と交流を図ることを目的に「都市の調査研究活動の技法と課題」をテーマとして実施。</p>
<p>出席者 (研修の対象者)</p>	<p>第10回:全国の都市自治体の企画担当職員等約100名の参加を得て、8月22日に開催。</p> <p>第11回:全国の都市自治体の企画担当職員・都市シンクタンク等職員の約70名の参加を得て、10月31日開催。</p>
<p>研修の概要</p>	<p>第10回:「都市自治体職員の地域活動等への参画のあり方について」と題して、職員と首長の視点から地域活動に参加することの意義等について、佐賀県知事で、地域に飛び出す公務員を応援する首長連合代表の古川康氏からご講演。</p> <p>次に「職員ボランティア活動の推進について」と題し、桐生市市民生活部市民生活課長の阿久澤博幸氏からご報告。</p> <p>最後に「協働によるまちづくり～地べたから見えるもの感じること～」と題し、四国中央市企画財務部市長公室行政改革推進係の大西賢治氏からご報告。</p> <p>第11回:都市自治体調査研究活動の先進事例として、「討論型世論調査」について藤沢市経営企画部経営企画課の臼井健智氏からご報告。また、「人口等の統計、盛岡市の現状と課題等政策の企画立案に必要な情報に関する調査分析」について、盛岡市まちづくり研究所所長の植田眞弘氏ならびに研究員佐藤俊治氏よりご報告</p> <p>次に、当センターより「平成22年度都市自治体の調査研究活動に関するアンケート調査」の結果報告。</p> <p>最後に、参加者を4グループに分け、テーマ別（「調査研究活動の技法と課題」（2グループ）「環境問題・観光」「その他」）による意見交換会。</p>

<p style="text-align: center;">効果 (研修出席者の意見等)</p>	<p>第10回：内容は以下の成果物に掲載。</p> <p>a)ブックレット No. 28 「第10回都市政策研究交流会開催-都市自治体職員の地域活動等への参画のあり方について-」</p> <p>b)都市とガバナンス 16号 (2011年9月) 「第10回都市政策研究交流会開催」</p> <p>第11回：都市とガバナンス 17号 (2012年3月) 「第11回都市政策研究交流会開催」</p>
---	--

3. 会館管理運営事業の概要

平成 23 年度においては、「都市東京事務所等への事務室賃貸」、「会議室・宿泊・飲食施設の管理運営（株式会社東京ロイヤルホテルに運営委託）」等を契約により引続き社団法人全国市有物件災害共済会から建物全体の管理を受託し、事業を執行。

会館の貸室については、市東京事務所など 34 団体に賃貸し、貸室収入は 1 億 8,658 万円余。

また、平成 23 年度における会議室の室料稼働率は年間平均約 52.7%、宿泊の稼働率は年間平均約 72.9%で、利用者数は延 10 万 2 千人余（市政人は延 1 万 2 千人余）、また、飲食施設の利用者数は延 16 万 1 千人余。

これらの施設の収入 25 億 7,401 万円に貸室と駐車場等の収入 2 億 391 万円を合わせた平成 23 年度の会館収入は、27 億 7,793 万円余。

都市情報事業については、都市職員を対象とした「都市経営セミナー」・「都市防災推進セミナー」の実施をはじめ、都市情報コーナーの大画面テレビによる市勢紹介・観光案内の放映、情報開示の一環としてホームページの整備などを実施。

会館の管理運営事業

1) 貸室

会館の貸室は次の 34 団体に賃貸し、貸室収入は 186,585 千円。
階別団体一覧は次表のとおり。

階別団体一覧

9 階	釧路市、奥州市、仙台市、千葉市、新潟市、静岡市、豊橋市、熊本市
11 階	小樽市、岩見沢市、秋田市、さいたま市、豊田市、四日市市、津市、堺市、福山市、松山市、久留米市、佐世保市、熊本県市長会
12 階	青森市、相模原市、浜松市、下関市、福岡市、宮崎市、大分市、鹿児島市、大阪府市長会

以上、30 団体の他、4 団体に賃貸。

2) 会議室

会議室の室料稼働率は年間平均 52.7%、会議室収入は 893,735 千円。
なお、規模別の室料稼働率は次表のとおり。

規模別 会議室室料稼働率見込

会議室規模	年間平均室料稼働率
ホール	73.0%
大会議室	63.9%
中会議室	54.9%
小会議室	37.6%

会議室の構成は、次のとおり。

- 3階 コスモスホール（2分割可能）、控室
- 5階 オリオン、菊、桜、蘭、スバル、松、楓
- 6階 601、602、603、604、605、606、607、608、609
- 7階 701、702、703、704、705、706、707、708、709

規模別では、ホール1、大会議室1、中会議室5、小会議室19、控室1
合計27室

3) 客室

客室稼働率は年間平均72.9%、客室収入は861,229千円。

なお、客室の稼働率、利用者数及び市政人と一般との比率は次表のとおり。

客室稼働率及び構成比

稼働率	利用者数 (人)	区分(人)		市政人/一般 比率
		市政人	一般	市政人 : 一般
72.9%	102,815	12,124	90,691	11.8 : 88.2

客室の構成は、次表のとおり。

客室の構成

客室種類	客室数	定員
シングルルーム	239室	239人
ツインルーム	70室	140人
デラックスツインルーム	12室	24人
和室	4室	8人
ハンディキャップルーム	2室	4人
合計	327室	415人

4) 食堂

食堂の利用者数は、延 164,410 人、食堂収入は 819,054 千円。

なお、食堂別の利用者数は、次表のとおり。

食堂の利用者数

施設	梅 林	アイリス	ラウンジ	その他	合計
人数	50,539	103,860	22,490	735	164,410
営業 日数	365	366	223	—	—

5) 駐車場

平成 23 年度の駐車場収入は 17,329 千円。

なお、駐車場の収容台数は、機械式駐車場が 107 台、自走式平面駐車場（車椅子対応）が 1 台、大型バス自走式平面駐車場が 2 台、合計 110 台。

都市情報事業

1) 都市情報事業

ロビー階に設置した大型画面による市紹介映像をメイン画面において放映し、サブ画面において時事ニュース・天気予報を放映。

また、ホームページでは、全国各都市への情報発信の一環として、日本都市センターを紹介すると同時に、財務関係のデータや、寄附行為、役員名簿など情報開示に必要なデータを公開し、研究室主導による「都市分権政策センター」、「市町村合併要覧」、「都市政策研究データベース」など、コンテンツの充実に 努力。

その他、ロビー階において、館内東京事務所の情報発信に資するため、「都市 P R コーナー」を設置し、物産・観光案内や、各種イベントなどの展示紹介の場所を提供。

2) 都市職員研修事業

第 13 回 都市経営セミナー

「これからの広域連携」をテーマとして全国の市長、議員、職員等約 220 名の参加を得て平成 23 年 7 月に実施。詳細は、29 ページ「研修事業 ③ 第 13 回 都市経営セミナーの開催」を参照。

第 13 回 都市防災推進セミナー

都市防災推進セミナーは、災害に関する情報や知識の共有を進めることの重要性に鑑み、平成 23 年 11 月に社団法人全国市有物件災害共済会、NPO 法人東京いのちのポータルサイトとの共同で「第 5 回 日本耐震グランプリ」を、総

務省消防庁、内閣府、国土交通省、全国市長会、東京消防庁等の各省庁・関連団体や、日本土木学会、日本建築学会などの学会の後援を得て開催。

3) 文化交流事業

会館敷地内の公開空地に設けられた緑道ギャラリーにおいて、近隣住民との交流等を図るという趣旨で、「小さな彫刻展」を開催。

これら都市情報事業に係る都市情報事業費支出は、5,400千円。

4. 収支の状況

会館管理運営事業については、平成 15 年 3 月に社団法人全国市有物件災害共災会、株式会社ロイヤルホテル、株式会社東京ロイヤルホテルと当財団との間で締結した「日本都市センター会館の経営管理基本契約」、平成 19 年 3 月に社団法人全国市有物件災害共災会と当財団との間で締結し平成 22 年 3 月 30 日に一部変更した「日本都市センター会館管理運営契約」及び平成 22 年 3 月 30 日に株式会社東京ロイヤルホテルと当財団との間で締結した「日本都市センター会館会議室、宿泊、飲食施設等管理運営実施契約」に基づき事業を執行。

平成 23 年度における主な事業活動収入は次のとおり。

基本財産運用収入は 13,170 千円で、これは、基本財産 900,000 千円の運用に係る受取利息収入で、予算額に比較して 929 千円 (6.6%) 減少。

受託料収入は 153,896 千円で、これは、社団法人全国市有物件災害共済会から受け入れた会館管理受託料収入で、予算額に比較して 7,813 千円 (4.8%) 減少。

調査研究収入は 132,382 千円で、予算額に比較して 4,847 千円 (3.5%) 減少。

この内訳は、社団法人全国市有物件災害共済会から受け入れた調査研究事業助成金収入は 120,000 千円で、予算額と同額、全国市長会から受け入れた調査研究事業負担金収入は 10,000 千円で、予算額と同額、高岡市から受け入れた共同調査研究事業負担金収入は 1,500 千円で、予算額に比較して 1,500 千円 (50.0%) 減少、雑収入が 882 千円で、予算額に比較して 347 千円 (28.3%) 減少。

これに対する主な事業活動支出は、会議費支出が 1,702 千円で、予算額に比較して 9,797 千円 (85.2%) 減少。

管理費支出は 112,082 千円で、予算額に比較して 22,817 千円 (16.9%) 減少。

この内訳は、人件費支出が 79,555 千円、物件費支出が 32,527 千円。

都市情報事業費支出は 5,399 千円で、予算額に比較して 3,570 千円 (39.8%) 減少。

研究事業費支出は 100,735 千円で、予算額に比較して 30,194 千円 (23.1%) 減少。この内訳は、人件費支出が 57,960 千円、管理諸費支出が 3,808 千円、自主調査研究の事業費支出が 38,966 千円。

租税公課支出は 2,255 千円で、これは、消費税及び償却資産税で、予算額に比較して 144 千円 (6.0%) 減少。

法人税等支出は 1,505 千円で、予算額に比較して 13,494 千円 (90.0%) 減少。

退職給付支出は 114,549 千円で、予算額に比較して 24,549 千円 (27.3%) 増加。

事業活動収支差額は、△72,256 千円で、予算額に比較して△53,393 千円 (57.5%) 増加。

次に、投資活動収入は、175,502 千円で、これは、退職給付引当資産取崩収入、投資有価証券売却収入及び職員貸付金返還収入で、予算額に比較して 14,898 千円 (7.8%) 減少。

これに対する投資活動支出は、203,154 千円で、これは、基本財産取得支出、退職給付引当資産取得支出及び什器備品取得支出で、予算額に比較して 25,848 千円 (11.3%)

減少。

投資活動収支差額は、△27,651 千円で、予算額に比較して 10,949 千円 (28.4%) 増加。

財務活動収支は該当なし。

この結果、当期収入合計 488,302 千円から当期支出合計 588,209 千円を差し引いた当期収支差額は、△99,907 千円になり、前期繰越収支差額 240,083 千円を加えた次期繰越収支差額は、140,175 千円。

以上、報告。

～ 日本都市センター事業評価票 ～

評価項目について

- 1 「調査研究のテーマ」について
都市のニーズや地方自治を取り巻く状況に対応したものとなっているか。
都市自治体のニーズに適うものとなっているか。
また、センターの体制等を活かしたテーマの選定となっているかどうか。
- 2 「調査研究の進め方」について
調査研究の趣旨・目的やセンターの体制等も考慮して合理的な方法で進めているか。
- 3 「調査研究の成果及びその活用（公表等）のあり方」について
調査研究の趣旨・目的、研究体制、都市自治体のニーズや今日の学術的な研究の状況などに照らして十分な成果を上げているか。
また、研修事業や情報提供を通じて調査研究成果等が十分に都市自治体に還元等されているか。
- 4 その他

目次

東京大学大学院法学政治学研究科教授 宇賀 克也 氏

1 「調査研究のテーマ」について	3
2 「調査研究の進め方」について	4
3 「調査研究の成果及びその活用（公表等）のあり方」について	4
4 その他	4

首都大学東京大学院社会科学研究所教授 大杉 覚 氏

1 「調査研究のテーマ」について	5
2 「調査研究の進め方」について	5
3 「調査研究の成果及びその活用（公表等）のあり方」について	6
4 その他	6

東京大学大学院工学系研究科教授 大西 隆 氏

1 「調査研究のテーマ」について	7
2 「調査研究の進め方」について	7
3 「調査研究の成果及びその活用（公表等）のあり方」について	7
4 その他	7

早稲田大学大学院公共経営研究科教授 片木 淳 氏

1 「調査研究のテーマ」について	8
2 「調査研究の進め方」について	8
3 「調査研究の成果及びその活用（公表等）のあり方」について	9
4 その他	9

東京大学大学院法学政治学研究科教授 金井 利之 氏

1 「調査研究のテーマ」について	10
2 「調査研究の進め方」について	10
3 「調査研究の成果及びその活用（公表等）のあり方」について	11
4 その他	12

財団法人 自治体国際化協会理事長 木村 陽子 氏

1 「調査研究のテーマ」について	13
2 「調査研究の進め方」について	13
3 「調査研究の成果及びその活用（公表等）のあり方」について	13
4 その他	13

関西学院大学大学院経済学研究科・人間福祉学部教授 小西 砂千夫 氏

1 「調査研究のテーマ」について	14
2 「調査研究の進め方」について	14
3 「調査研究の成果及びその活用（公表等）のあり方」について	15
4 その他	15

日本都市センターアドバイザー設置規程	16
--------------------------	----

東京大学大学院法学政治学研究科教授

宇賀 克也 氏

1 「調査研究のテーマ」について

その時々により都市自治体が求める研究テーマを適切に選択していると評価できる。地域主権改革の動向をリアルタイムで把握し、都市自治体の立場から政策提言をタイムリーに行うためには、その裏付けとなる調査研究が不可欠であるが、日本都市センターの調査研究のテーマは、そのような都市自治体のニーズに応えるものになっていると思われる。

また、「平成の大合併」が一段落した後の広域連携のメニューの中でも、機能的協力は重要なテーマであり、都市自治体のニーズに適合したものといえるし、東日本大震災と都市財政のテーマも時宜にかなったものといえる。

他方で、個々の都市自治体では調査研究が容易でない基礎的研究、比較法的研究も、日本都市センターのような高い調査研究能力を有するシンクタンクに期待されているものと思われる。出版にまで至ったオランダ・ベルギーの自治体改革の調査研究は、そのような観点から評価されるべきと考える。

2 「調査研究の進め方」について

日本都市センターの調査研究を充実したものとするためには、優秀な研究員を擁することが必要である。しかしながら、雇用する研究員の数には限度があり、少数精鋭の研究員で対応するほかないと思われる。そこで、テーマごとに外部の有識者の参加する研究会を組織し、日本都市センターの研究員がその事務局を務める形態で調査研究が進められることが一般的である。この形態がもっとも合理的といえ、今後も、この方針を継続してよいと考える。研究会の構成員については、テーマに応じて必要がある場合には、実務の経験者を入れて、「研究と実務の融合」という日本都市センターの目的が実現できるように配慮すべきであるが、この点についても、これまで適切な考慮がされてきたものと評価できる。

日本都市センターの調査研究の特色の一つは、現地ヒアリングを実施し、現場の意見・情報を十分に吸収した上で調査研究が行われることが多いことである。このような現地ヒアリングの実施のためのネットワーク、ノウハウを保有していることが日本都市センターの調査研究の大きな長所であり、今後も、この長所を伸ばしていくように期待したい。

3 「調査研究の成果及びその活用（公表等）のあり方」について

日本都市センターの調査研究結果は、ホームページでの公表、『都市とガバナンス』への掲載、報告書の配付、ブックレットの発行、商業出版等、多様な方法で都市自治体に還元されていると評価できる。

しかし、より一層、研究成果の活用を促すためには、行政管理研究センターや商事法務が行っているようなメールマガジンによる能動的な情報提供が効果的と思われる。

日本都市センターの調査研究は、都市自治体の間での認識度は、相当程度あるものと思われるが、貴重な研究成果が多いにもかかわらず、地方自治の研究者の間での認知度が必ずしも高いとはいえないことは、その報告書等が、学术论文に引用される頻度が多くないことから窺える。このような状況を改善するためには、地方自治研究に携わる研究者にメールマガジンで地方自治の重要な動向を伝えるとともに、日本都市センターの調査研究の成果を掲載し、認知度を高めることが有効と思われる。

4 その他

首都大学東京大学院社会科学研究所教授
大杉 覚 氏

1 「調査研究のテーマ」について

平成23年度の調査研究の取り組みは、大きく3つのテーマに分けられる。

第1に、地方分権改革とそれをめぐる地方自治制度に関する基礎的な研究である。全国市長会との共同研究として都市分権政策センターで行われた地域主権改革と都市自治制度に関する調査研究、基礎自治体の機能的協力に関する調査研究などがあげられる。改革の渦中にある都市自治体にとって重要な取り組みといえる。

第2に、国際比較研究である。基礎自治体に関する総合的国際比較研究（オランダ・ベルギーの自治体改革、オランダの都市計画法制など）、英国の地方自治制度とその運用についての調査研究などである。日本の地方自治制度や自治体経営を相対化して捉えるためにも意義のある取り組みといえる。

そして第3に、実践的な自治体経営をめぐるトピックを扱った研究である。コミュニティ再生（国の形とコミュニティを考える市長会）、都市税財政に関する調査研究、予算平成手法に関する調査研究、自治体職員の地域活動等への参画のあり方に関する調査研究、行政の専門性に関する実証検討などである。

これら3つの調査研究テーマをバランスよく配置し、学術の領域と実践の領域を巧みに連携させている点は、調査研究機関の取り組み姿勢として高く評価される点である。

2 「調査研究の進め方」について

調査研究の進め方にみられる特徴としては、第1に、先述の基礎的な制度研究や国際比較研究に関しては、単年度ごとに区切りをつけた研究期間のなかで一定の成果物を産出しつつも、中長期的な視点で継続的な体制を確保している点である。実りある学術成果をアウトプットするには一定の期間を費やさざるを得ないが、かといって現在進行形の事態を対象とした実証研究であることも含めて、一定の時間的区切りで成果を形にすることも重要である。この点、平成23年度の取り組みは適切になされているといえる。さらに、過去の取り組み状況との関連付けなどが明示され、中長期的にどのような方向性を持った調査研究を行おうとしているのかが示されることが望ましいといえよう。

第2に、テーマの種類にかかわらず、実例を踏まえた調査研究となっており、調査報告書等に示されている事例は興味深く意義のあるものが選りすぐられている点である。関連して、ブックレットなどで紹介されている講演録は、単なる記録として以上の意義を持つ資料的価値のある、都市自治体経営に関する証言集（あるいは、オーラル・ヒストリー）といえる。

第3に、ブックレット「オランダの都市計画法制」に結実したような、外部研究主体とのコラボレーションを通じた、都市センターの調査研究活動のドメインの拡張及び他研究主体の支援は、シンクタンク活動のあり方として大変興味深いものである。いかなる研究主体とどのような連携を図るかは精査する必要があるが、こうした活動のあり方についての今後を期待したい。

3 「調査研究の成果及びその活用（公表等）のあり方」について

調査研究活動を着実に報告書、ブックレットにまとめており、また、出版事情が厳しいなかで書籍として刊行するなどの積極的な取り組みがなされている点は高く評価される。

また、報告書やブックレットはインターネット上でも公開されるようになっており、広く都市自治体関係者や研究者に情報提供を図っている点も望ましい取り組みといえる。

形式・体裁の面のみならず、調査研究の成果を取りまとめた報告書の学術水準も、当該領域の研究を専門的に進める研究者にとって手に取るべき先行研究の域にあり、また、都市自治体の実務関係者にとっても手引きとなるものといえるだろう。

貴重な資産ともいうべき調査研究成果については、引き続きホームページ等で公表していくとともに、メール・ニュースなどを発行することでより積極的な情報提供や都市センターの調査研究活動のPRを図ることを考えてもよいのではないだろうか。

他方、都市自治体や研究者にこれら成果がどのように受け止められているのかのフィードバックの仕組みを充実させ、新規調査研究の企画に活用すべきである。

4 その他

国際比較の調査研究にはすでに実績があるが、加えて、海外の都市自治体の連合組織やその傘下のシンクタンクなど、都市センターのカウンターパートになる機関がある場合には、それら機関との研究交流等を深める機会を作り、国際的な連携を図ってもよいのではないかと考える。

東京大学大学院工学系研究科教授
大西 隆 氏

1 「調査研究のテーマ」について

地方行財政について幅広く取り組んでおり、都市自治体が関心を持つテーマをカバーできている。

2 「調査研究の進め方」について

調査研究への取組は、委員会による外部有識者の知見やアイデアと取り入れる方法と、内部研究員による研究の積み重ねとが組み合わせられており、適切と言える。

3 「調査研究の成果及びその活用（公表等）のあり方」について

調査研究の活用については、広く活用されるように種々工夫されているが、なお一層の努力が必要である。HPの充実などと合わせて取り組んでいくべきである。

4 その他

早稲田大学大学院公共経営研究科教授
片木 淳 氏

1 「調査研究のテーマ」について

「調査研究のテーマ」については、「都市分権政策センター」を設置し、基礎自治体を重視した地域主権の確立に向け、地域主権改革と都市自治制度、基礎自治体に関する総合的国際比較、国のかたちとコミュニティ、英国の地方自治制度とその運用等のテーマを設定するとともに、その他、基礎自治体の機能的協力、地域活性化・コミュニティ、都市自治体行政の専門性、都市自治体の予算編成手法、都市自治体職員の地域活動等への参画、新時代の都市税財政等に関する調査研究にも取り組むこととしており、全体的には、おおむね、妥当なものと評価される。

特に、全国市長会との共同による「都市分権政策センター」において地域主権改革の実現と都市自治体の経営の確立等のため上記の研究が進められ、2012年度には都市制度全体のあり方について重点的に検討することとしていることは、時宜を得たものとして評価できる。

地域主権改革は、従来の地方分権に加えて、住民自治に重点を置くものである（2010年「地域主権戦略大綱」）。したがって、その点から言えば、住民自治に関する調査をより積極的に進めるべきである。直接請求制度、住民投票条例およびコミュニティについては、すでに一定の調査が行われているが、今後、さらに、市民参加、自治基本条例、都市内分権、あるいは住民自治との関係におけるコミュニティ、NPO等に関する調査研究を充実させる必要があると思われる。

同時に、今後とも、本財団が「地域主権改革」をリードする役割を果せるよう、適切なテーマの選定に努めるべきである。英国において昨年制定された、自治体と地域コミュニティへの権限移譲に重点を置く「地域主義法」についても、いち早く取り上げられている点は評価できるが、さらに、わが国の地域主権改革にとって参考となるような調査研究の充実が望まれる。

2 「調査研究の進め方」について

「調査研究の進め方」については、都市分権政策センターにおける、年2回の全体会議、都市自治制度研究会等の学識経験者・行政実務家による研究会の設置・開催、学識経験者による基調講演、都市自治体等へのヒアリング、アンケート調査等様々な手法を駆使して計画的に行われており、妥当なものと考えられる。

ただ、本財団が調査研究を進めるに当たっては、類似の調査機関・組織との差別化を図るとともに、長期的な見通しを持って進めていくことも必要である。そのためには、今後、本財団の目的に照らして調査研究テーマのさらなる体系化、重点化を図ったうえで、これ

を戦略的、重点的に進めるべきではなかろうか。

また、調査の目標とする成果としては、「論点整理」だけでは不十分であり、その都度、ある程度の結論、少なくとも課題の総括を行う必要があると思われる。

さらに、外国の参考事例の比較研究調査等に当たっては、全国の地方自治体で構成される自治体国際化協会（CLAIR）、特に、同協会・比較地方自治研究会や現地事務所との連携も積極的に行われるべきである。

3 「調査研究の成果及びその活用（公表等）のあり方」について

「調査研究の成果」については、上記の調査研究テーマの設定の下、様々な手法を駆使して調査研究が進められ、都市自治体のニーズや今日の学術的な研究の状況などに照らして一定の成果を上げているものと認められる。

「調査研究の成果の活用（公表等）のあり方」については、政策研究交流事業として、「都市経営セミナー」、「国のかたちとコミュニティを考える市長の会」、「都市政策研究交流会」等を開催するとともに、全国市長会等と「市長フォーラム」や「全国都市問題会議」「都市経営セミナー」等を共催するとともに、情報提供事業として、「都市とガバナンス」、報告書、ブックレット等の発行やホームページ等を通じて、全国の都市自治体に役立つ情報を随時、情報提供するなど、積極的に取り組んでおり、調査研究成果等が都市自治体や広く社会に還元されていると認められる。

なお、成果書籍については、その電子図書化をさらに推進し、インターネット等を活用したさらなる普及が望まれる。

また、2011年度には、「関西方面の学識者と実務家との研究交流会」が開催され、異なるフィールドの学識者と実務家の意見交換により「研究と実務の融合」を図る事業が実施されたが、これについても、本財団の目的をより深化させたものとして評価できるものであり、今後、関西にとどまらず、さらに拡大・展開を図るべきではなかろうか。

4 その他

本財団のホームページについては、さらに、見やすく、使い勝手のいいものとなるよう充実を図るべきである。

東京大学大学院法学政治学研究科教授
金井 利之 氏

1 「調査研究のテーマ」について

センターは、全国市長会という地方六団体の1つのシンクタンクである以上、全国の市全体の研究ニーズに対応するとともに、個別各市の市政運営に資する研究を進めなければならない。

前者は、「国と地方の協議の場」が設置され、正式にも全国市長会として統一的な意見を国政に具申していく責任があり、これまでの自治省・総務省頼みでは済まされない役割が生じている。この点では、都市分権政策センターや都市自治制度研究会での制度改革関係への対応は非常に重要である。ただ、あえて言えば、「税・社会保障の一体改革」や、その前提としての「社会保障関係地方単独事業問題」など、地方財政関係の喫緊の重要課題への即応にやや弱みがあったのではないかと思われる。

後者は、基礎自治体の機能協力、予算編成、コミュニティ、専門職など、多様なテーマが網羅されていて、時宜にかなっている。特に、予算編成や予算改革は、定常的に改革動向を追跡しつつ、新たな方向性を模索すべきものであり、非常に望ましい。同様に、総合計画制度も定常的な研究が求められよう。また、基礎自治体の機能協力は、特に、東日本大震災では遠隔地自治体間のさまざまな縁を通じた協力が注目されており、継続的な研究拡大が期待される。

また、継続的な外国研究は、ぜひ、今度とも生かしてほしい。

2 「調査研究の進め方」について

自治を取り巻く変化は急速であり、調査研究という1ないし2年以上の懐妊期間のある事業テーマの選定は非常に難しいと思われる。もちろん、上記のような高度経済成長期あるいは安定成長期に形成された工程イメージを見直すことは重要であるが、現実の作業を想定すると難しい。そのようななかで、定常的に設置した都市分権政策センターの都市自治制度研究会は、情勢の変化に即応できるサブテーマ選定が可能であり、大変に貴重な試みであると考えられる。

ただし、この常設・即応方式ばかりでは、その時々々の地方制度調査会での検討事項への後追いの対応となりかねず、基礎的・中長期的な調査研究事業の体制も重要であろう。この点、専任プロパー研究員自体の数も限られ、また、各市からの出向派遣に支えられたセンターには、おのずと限界がある。

同時に、各市では、それぞれ都市シンクタンクを持ってみたいという欲求はあり、しかし、それが人員・財源面で限界がさらに大きい現状では、全市のセンターとしての役

割は大きいだろう。特に注目に値するのが、高岡市との共同研究である「発達障害支援ネットワーク調査研究」である。全市の共同利用可能シンクタンクとして、事実上の「出前シンクタンク」として、大変に貴重な調査研究のモデルを生んだといえる。今後も、このような共同研究を各市から公募していくことを期待したい。

3 「調査研究の成果及びその活用（公表等）のあり方」について

基本的には調査研究を成果に結び付けており、センターの学術マネジメントが功を奏していることはうかがえる。しかしながら、その成果が必要な方面に適時的確に活用されているかといえば、必ずしも心もとないことがある。

成果物は各市に配布され、関係部局の供覧に付されるものの、実質的には、企画部門などを通じて関係課に回覧されるものの、それを超えることは難しい。むしろ、配布先を的確なマーケティングをして、活用しそうなところ、あるいは、活用してほしいところに、選択的に集中することが期待されよう。

成果物を商業出版ルートに乗せることは、非常に重要である。『都市とガバナンス』だけでは、一般読者による入手は困難であるし、図書館で継続資料として閲覧できる範囲も限られている。あるいは、ブックレットで頒布しても、商業出版ルートに乗らなければ、寄贈に頼ることになる。その点、商業出版化されれば、一般読者の入手が可能になるだけでなく、学術または公共図書館による収蔵により、長期的にも読者の目にとめやすいのである。

なお、このご時世では、ホームページによる電子掲載のニーズは高く、また、それがあれば紙媒体での出版は無用という見方もあろう。実際、ホームページに掲載することは、活用へのコストを大幅に下げる。しかし、長期的な提供可能性という観点からは、商業出版化が最も適切なのである。

4 その他

センターとしては、さまざまな交流大会や会議・シンポジウム・フォーラム・セミナーなどによる社会的な働きかけは非常に重要であろう。そこで取り上げられているテーマも、時宜にかなったものであると思われる。

しかし、全体として俯瞰するに、こうした社会的活動を通じて、日本都市センターあるいは全国市長会として、いかなる展開を期待しているのか、戦略の方針が見えにくいところもある。例年の開催という恒例行事化すると、ややもすれば開催すること自体が任務となってしまうし、そこから逆算して、とりあえず、時宜にかなったテーマを探すということにもなりかねない。そのようなマンネリ化は生じてはいないとは思いますが、開催ありきではなく、戦略の方針を明示化することを期待したい。

また、関西方面の学識者と実務家との研究交流会は、限られた人員・財源のなかでの工夫であろうと思われる。高速交通ネットワークが整備されたとはいえ、東京での研究会も関西方面の関係者が来ることは、首都圏の研究者よりは困難であろう。しかし、あわせて、関西以外の学識者・実務家との研究交流会も、学会などの機会は既に利用しているであろうが、さらなる工夫の余地を期待したいところである。

財団法人 自治体国際化協会理事長
木村 陽子 氏

1 「調査研究のテーマ」について

「調査研究テーマ」は、分権自治にかかわる制度論的なものから震災対応や徴税政策、首長有志の国のかたちとコミュニティにかかわるものまで広範囲であり、かつ国際比較研究だけではなく、日本の地域の先進事例の紹介・分析を含み、都市自治体のニーズにかなうものとなっていると考えられる。

ただし、学術的なものから、主に講演会をまとめたものまで、調査研究報告として一括してよいのかどうかという疑問が残る。

何が明らかにするのかという視点がもう少しクリアになる必要もあるのではないかと考えられる。

地域に飛び出す公務員の話は、自治体職員をインスパイアする話題で面白かった。

2 「調査研究の進め方」について

それぞれに対応した進め方となっていると考えられる。

3 「調査研究の成果及びその活用（公表等）のあり方」について

HP 上に公開することで成果と活用が望まれるが、徴税の報告書であれば、税務課の職員に読んでもらい、実際に役立ったかどうかのアンケートをとってもよいのではないかと考えられる。また重要であるが長期的な問題を扱っているので、すぐに役立つ必要のない成果もあることも念頭におくべきである。

また、書き手によって、どうしても質の差が残るのは、難しいところである。

4 その他

少ない人数でこれだけのプロジェクトを動かしておられることに敬意を表する。

1 「調査研究のテーマ」について

都市自治体におけるニーズに応えた調査研究として、おおよそ考えられることは次の5点である。

- ①地方分権の流れに沿った自治体の体制整備の課題、義務付け・枠付けの見直しへの対応など
- ②都市自治体の財政基盤の強化につながる税財政制度のあり方
- ③自治体の内部管理のあり方という観点でみた自治体の組織運営にかかる研究
- ④地域コミュニティや各種のまちづくり組織等との自治体の協働体制や、自治体職員の参画
- ⑤行政諸分野において緊急に取り組むべき課題に関する研究

このような課題に対して、すべてを同時にとり組むことは難しいとしても、年次計画をおくなど、計画的に網羅的に、また深く掘り下げるといった観点で実施していくことが重要である。

平成23年度にセンターで取り上げた事業については、おおむねそのようなテーマに沿った幅広い分野に展開されている。調査研究成果の蓄積という観点から研究の柱を立てて、計画的にテーマを選択していくことが望ましい。

2 「調査研究の進め方」について

センターの性格上、調査研究を進めるにあたって留意すべきことは、おおむね次の4点ではないかと思われる。

- ①地方行政に関わる制度改革の動向など、必要な情報を過不足なく收拾して、都市自治体に対して整理して体系的に提供する
- ②学会の研究成果を吸収するとともに、都市自治体の行政運営の現場の声とのマッチングを行い、実務とアカデミズムのバランスを図る
- ③都市自治体の首長や職員が主体的に参画して、一定の成果を上げて、全国の自治体に還元する
- ④研究成果を各種の制度改革等に対する政策提言に結びつけ、都市自治体の行財政運営の環境整備に貢献する

平成23年度の調査研究の進め方を見る限り、上記のような問題意識を持って研究が進めようとする姿勢が読み取られる。一例だが、関西方面の学識者と実務家の研究交流会などでは、より深い観点で情報交換がされており、アカデミズムと実務家との研究交

流という意味で有益であると考えられる。平成 23 年度も多方面で手がけられているが、特定の自治体の協力と参画を得て進められる調査研究活動を今後も充実させることが、センターの趣旨に沿うという意味で重要であるといえる。

3 「調査研究の成果及びその活用（公表等）のあり方」について

研究成果をブックレット等にして出版・公表することは精力的に進められている。また基礎自治体に関する総合的国際比較のデータをホームページで広く公表していることは公共性に適う意義のある研究成果であると評価できる。また、フォーラムやセミナー、研究交流会などの開催を通じた情報発信についても熱心である。

調査研究の成果の公表等のあり方については、ひと当たり必要なことは行われていると評価できる。日本都市センターの知名度を高め注目度を上げていくことが、上記のような研究成果の浸透にとって重要である。

4 その他

日本都市センターアドバイザー設置規程

(設置)

第1条 公益財団法人日本都市センター（以下「センター」という。）が行う調査研究事業に対して助言及び評価を行うことによりその質の向上を図るとともに、理事及び評議員が調査研究事業の状況を正確に把握することに資するよう日本都市センターアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 アドバイザーは、公益財団法人日本都市センター定款（以下「定款」という。）第42条第4項の規定に基づき学識経験者7名以内に理事長が委嘱する。

(役割)

第3条 アドバイザーは、次条に定める任期の間、次に掲げる事項に対し助言及び評価を行う。

- (1) 調査研究テーマ
- (2) 調査研究の進め方
- (3) 調査研究の成果及びその活用（公表等）のあり方
- (4) その他前3号に関連すること

2 アドバイザーは、別に理事長が定めるところにより前項に基づき行った評価に関する情報を理事長に提出するものとする。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、解嘱に伴う後任アドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

2 アドバイザーは、再任されることができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

日本都市センターアドバイザー設置規程

(設置)

第1条 公益財団法人日本都市センター（以下「センター」という。）が行う調査研究事業に対して助言及び評価を行うことによりその質の向上を図るとともに、理事及び評議員が調査研究事業の状況を正確に把握することに資するよう日本都市センターアドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

(委嘱)

第2条 アドバイザーは、公益財団法人日本都市センター定款（以下「定款」という。）第42条第4項の規定に基づき学識経験者7名以内に理事長が委嘱する。

(役割)

第3条 アドバイザーは、次条に定める任期の間、次に掲げる事項に対し助言及び評価を行う。

- (1) 調査研究テーマ
- (2) 調査研究の進め方
- (3) 調査研究の成果及びその活用（公表等）のあり方
- (4) その他前3号に関連すること

2 アドバイザーは、別に理事長が定めるところにより前項に基づき行った評価に関する情報を理事長に提出するものとする。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、2年とする。ただし、解嘱に伴う後任アドバイザーの任期は、前任者の残任期間とする。

2 アドバイザーは、再任されることができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は理事長が定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。